

奈良市中小企業資金融資制度一覧表

令和6年4月1日現在

融資の種類	融資限度額	利率 (上限)	融資期間	償還方法	連帯保証人	信用保証及び担保	資格要件	取扱金融機関	備考
中小企業 事業資金	1,500万円	年 1.50% 以下 (固定 金利)	5年以内 (うち据置6月以内)	月賦その 他の分割	【個人の場合】 原則として不要 【法人の場合】 奈良県信用保証協会の定め るところによる	【信用保証】 奈良県信用保証協会 の保証を要します。 (保証料のうち70% は、市が負担します。) 【担保】 必要に応じ、奈良県 信用保証協会が徴収	(1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める奈良 県信用保証協会の保証制度による信用保証 を受けられることができる者であること。 ○ 中小企業事業資金 普通保証制度 ○ 小規模企業小口事業資金 小口零細企業 保証制度 ○ 創業支援資金 創業関連保証制度 (2) 次のいずれかに該当すること。 ○ 市内に居住(法人にあっては、主たる事業 所が所在)していること。 ○ 市内に事業所を有していること。 ○ 市内で事業を行う具体的計画を有してい ること。 (3) 市税を完納していること。(非課税も可)	南 都 銀 行 り そ な 銀 行 関西みらい銀行 奈良信用金庫 大和信用金庫 奈良中央信用金庫 中 京 銀 行 三 十 三 銀 行 京 都 銀 行 京都中央信用金庫	借り換えを目的とした融 資申請は、原則として受 付できません。 但し、 ・本制度による既存債務 を対象とするものに限り 、当該既存債務の半額以 上が弁済されていること ・同一金融機関での借換 であること ・条件変更していないこ と ・延滞していないこと を条件に借換可とします 。 また、一企業において複 数の融資を受けることは できません。
小規模企業 小口事業資金	1,000万円	年 1.00% 以下 (固定 金利)							
創業支援資金	1,000万円	年 1.50% 以下 (固定 金利)							
中小企業支援 事業資金 【認定枠】	1,500万円	年 0.50% 以下 (固定 金利)	5年以内 (うち据置6月以内)	月賦その 他の分割	【個人の場合】 原則として不要 【法人の場合】 奈良県信用保証協会の定め るところによる	【信用保証】 奈良県信用保証協会 の保証を要します。 (保証料については 全額、市が負担します。) 【担保】 必要に応じ、奈良県 信用保証協会が徴収	(1) 【認定枠】において定めている資格要件等につ いては、別紙「奈良市中小企業資金(認定枠)に関するご案内」をご参照ください。 (2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める奈良 県信用保証協会の保証制度による信用保証を 受けられることができる者であること。 ○ 中小企業支援事業資金【認定枠】 普通保証制度 ○ 企業立地事業資金【認定枠】 普通保証制度 (3) 次のいずれかに該当すること。 ○ 市内に居住(法人にあっては、主たる事業 所が所在)していること。 ○ 市内に事業所を有していること。 ○ 市内で事業を行う具体的計画を有してい ること。 (4) 市税を完納していること。(非課税も可)	奈良信用金庫 大和信用金庫 奈良中央信用金庫	認定枠に関する融資につ いては、当該年度貸付分に対 して融資枠を設けており、 年度内に受付を終了させて いただく場合がございます。 受付を終了した場合は、市 ホームページ等にて告知を 行います。
企業立地事業 資金【認定枠】	1,000万円	年 0.50% 以下 (固定 金利)							

注意：裏面の【注意事項】を必ずお読みください。

令和6年度

中小企業のみなさんへ

中小企業融資制度のご案内

【申込手続】（認定枠以外）

- 1 借入を希望する取扱金融機関へ奈良市制度を利用した融資について相談を行います。
- 2 申込に必要な書類をそろえ、融資を受けようとする金融機関を経て奈良県信用保証協会へ保証申込を行ってください。奈良県信用保証協会は、申請者の経営状況等を調査し、保証の諾否を決定します。
- 3 金融機関と保証協会による審査の結果、融資可能であると判断されると、融資を受けることが可能となります。融資実行時に、金利とは別に奈良県信用保証協会へ納める保証料が必要になります。
- 4 融資を受けたときの条件に則って金融機関に返済を行います。

【申込手続】（認定枠）

- 1 奈良市産業政策課（奈良市役所 北棟2階）に事業計画書を提出してください。申請のあった内容を審査し、適当と認められる事業計画について認定します。
- 2 申込に必要な書類をそろえ、融資を受けようとする金融機関を経て奈良県信用保証協会へ保証申込を行ってください。奈良県信用保証協会は、申請者の経営状況等を調査し、保証の諾否を決定します。
- 3 金融機関と保証協会による審査の結果、融資可能であると判断されると、融資を受けることが可能となります。※奈良県信用保証協会へ納める保証料については、市が負担します。
- 4 融資を受けたときの条件に則って金融機関に返済を行います。

※別紙「奈良市中小企業資金（認定枠）に関するご案内」をご参照ください。

【注意事項】

- ① 事業上の用途以外に融資を利用される恐れがある融資申請は、受付できません。
- ② 虚偽の融資申請をされた場合は、利用を取り消すことがあります。
- ③ 申請の際、必要に応じ他の書類等の提出を求める場合があります。
- ④ 融資保証（保証額等）の決定は、奈良県信用保証協会が行います。
- ⑤ 奈良県信用保証協会へは、融資を受けようとする金融機関を経て、保証申込を行ってください。

【信用保証に関する問い合わせ】

奈良県信用保証協会

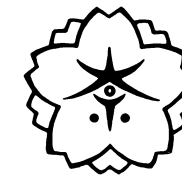
奈良市法蓮町163番地の2 電話0742-33-0552

お問い合わせ

奈良市観光経済部産業政策課（市役所北棟2F）

電話0742-34-4741

お気軽にご相談下さい



奈良市観光経済部産業政策課